

輸出加工企業(EPE)適用要件の厳格化について

2021年9月6日
I-GLOCAL CO., LTD.
中村 祐太

はじめに

フェンス、監視カメラの設置など、輸出加工企業(Export Processing Enterprises: 以下、「EPE」)の満たすべき外形的要件が近年厳格化されている。これらの要件を法令上の期限までに満たさない場合、EPE企業のメリットである付加価値税、輸出入税の免税を受けられないなど、税務上のインパクトが大きいため、本稿で詳細を説明する。

1. EPE 要件厳格化に関する近年の動き

・EPE の満たすべき要件

EPE 要件の厳格化に関しては、2018年5月22日発行の政令 Decree No.82/2018/ND-CP(以下、「政令 82」)及び2021年3月11日発行の政令 Decree No.18/2021/ND-CP(以下、「政令 18」)で、以下3つの要件(以下、「3要件」)を満たす必要があるとされた。

- ・外側の領域との間にフェンスなど出入り口を設け、そこからのみ商品の出し入れを行う。
- ・上記の出入り口及び保管場所を夜間や休日含め常時監視するカメラシステムを導入している。カメラのデータは、所轄の税関がオンラインでアクセス可能であり、EPEに最低過去12か月分を保管する。
- ・免税となる輸入品の使用状況について、在庫も含め管理するソフトウェアがある。

・近年発生した問題点(2018年5月の政令 82 発行以降)

通常は法人設立(投資登録証明書(IRC)/企業登録証明書(ERC)取得)後に工場や周囲のフェンスを作るため、法人設立時は事業用地の周囲にフェンスはない。したがって3要件を厳密に解釈した場合、EPEが設立できないとも解釈できる。

このような解釈が実際、地方当局によって行われ、新規でのEPE設立ができないという事例も発生した。

なお、このような場合の対処として、Non-EPEで設立→フェンスなどの設置→EPE化という手順でEPE設立を行うといった手法が考えられるが、EPE化の申請手続きに時間や手間がかかる、またNon-EPEとして工場建設や事業を行った際に支払う付加価値税の還付手続きが発生するなど、デメリットが大きい。

・2021年3月の政令 18 発行以降の EPE 設立手順

政令 18によると、出資者が、設立後に3要件を満たす旨の誓約書類2をIRCの申請書類と一緒に提出すれば、投資登録機関が税関に意見聴取を行ったうえで、EPE適用の可能性について確認すると規定された。

したがって、当局の判断のもと、設立時に3要件を満たしていなくてもEPEの設立が許可される。

一方で、政令 18においてもいまだ不明確な点が多い。例えば3要件を満たしていない段階で、当局がどのような判断基準でEPE設立の許可を行うのか不明確である。

当局によってこの判断や解釈が異なることも予想され、実際に工業団地や当局によっては従来と同様のNon-EPE設立→EPE化を勧められるケースも見られる。EPE設立にあたっては、設立予定の工業団地や当



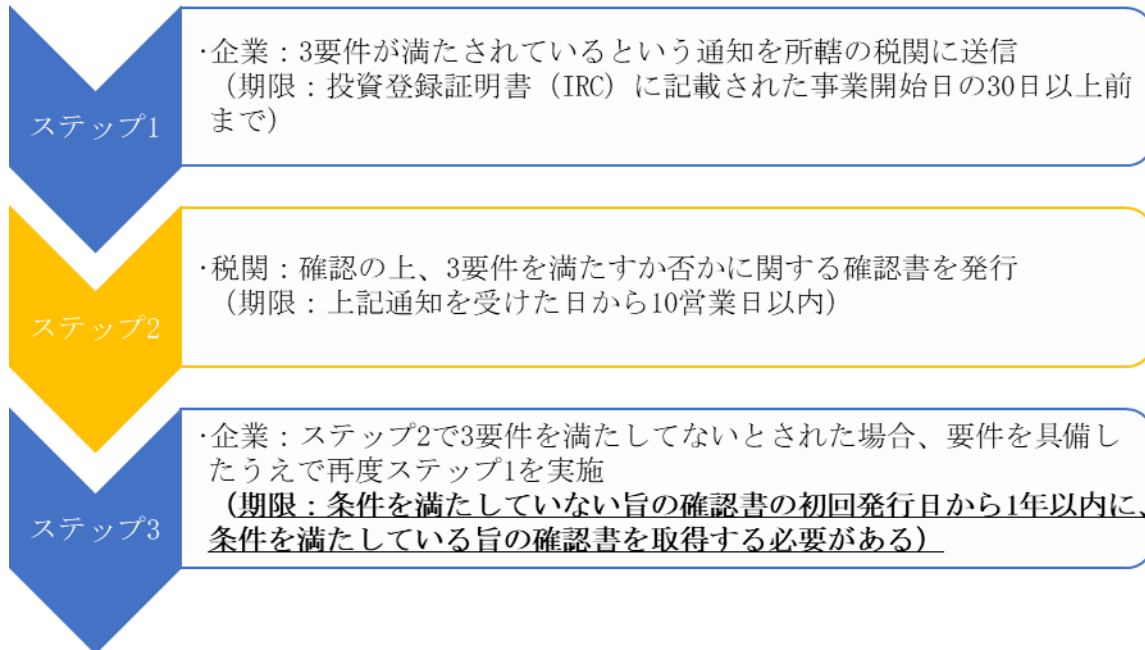
I-GLOCAL
incubate the next

局に手続きを確認いただきたい。

2. 確認書の取得について

政令 18 では新設の EPE 及び設立済の EPE のいずれも、3 要件を満たしたうえで、税関から要件を満たす旨の確認書を取得する必要がある。

2021 年 4 月 25 日以降に設立される EPE の場合、以下のステップで確認書を取得する。



※各種資料を基に筆者作成

ステップ 3 の期限までに確認書を取得できない場合、設立時以降の免税が否定され、当該税額に加え延滞税も発生するため注意したい。また、確認書の発行を受けるまでの間、付加価値税や輸出入税の免税を適用することができない。

2021 年 4 月 25 日より前に設立された EPE の場合、2022 年 4 月 24 日までに税関から確認書の発行を受ける必要がある。この確認書の発行を受けていない場合、確認書の発行を受けるまでの間、付加価値税や輸出入税の免税を適用することができない。

本稿執筆時点ではこれ以上の情報はなく、確認書取得の難易度や当局の審査基準などの詳細も明らかになっていない。今後、申請状況などに応じ、追加の案内などが出されることも想定される。

確認書の取得に関しては、期限までに確認書を取得できなかった場合のリスクが大きいため、入居している工業団地や当局などに確認し、状況をアップデートするとともに早めの申請・承認取得を進めていきたい。

おわりに

企業がとるべき行動をまとめると以下のようなになる。



I-GLOCAL
incubate the next

- ・(これから進出する企業の場合)EPE の設立手順を当局、団地、コンサル等に確認
- ・3 要件の自社導入状況の確認
- ・3 要件の導入スケジュール、確認書取得スケジュールを立案、実施

今後、発行されるであろう当局からのガイダンスや、他社の申請状況などを情報収集し、EPE 適用に向けた手続きを進めていきたい。

追加情報や当局からの案内が出た際には、別途解説のレポートを作成する。

<https://www.i-glocal.com/>

本レポートに関するお問い合わせはこちらまで: info@i-glocal.com